

藤沢市図書業務員に関する規則の一部改正について  
藤沢市図書業務員に関する規則の一部を次のように改正する。

2009年（平成21年）3月22日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成21年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、国家公務員の勤務時間の短縮に関する法案が可決され、藤沢市職員の勤務時間等に関する条例が改正されたことに伴い、図書業務員の勤務時間を変更する必要がある。

藤沢市図書館業務員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 鈴木 紳一郎

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市図書館業務員に関する規則の一部を改正する規則

藤沢市図書館業務員に関する規則（平成4年藤沢市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条中「30時間」を「29時間」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

藤沢市図書業務員に関する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(勤務時間)</p> <p>第5条 業務員の勤務時間は、1週間当たり <b>29時間</b>以内とし、その割り振りについては、総合市民図書館長が別に定める。</p> <p>附 則(平成7年教委規則第7号)</p> <p>この規則は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成18年教委規則第9号)</p> <p>この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成21年教委規則第 号)</p> <p>この規則は、平成21年4月1日から施行する。</p>	<p>(勤務時間)</p> <p>第5条 業務員の勤務時間は、1週間当たり <b>30時間</b>以内とし、その割り振りについては、総合市民図書館長が別に定める。</p> <p>附 則(平成7年教委規則第7号)</p> <p>この規則は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成18年教委規則第9号)</p> <p>この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p>